

藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

藤枝市個人情報保護条例（平成 15 年藤枝市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 5 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。